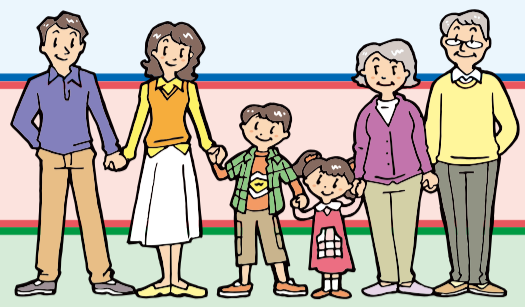


保険特集

① 国民健康保険税

② 介護保険料

③ 後期高齢者医療保険料



各保険制度の2015年度納税・納入通知書を7月に順次お送りします。
今回お送りするのは
①国民健康保険税
②介護保険料
③後期高齢者医療保険料の3種類です。
それぞれの算出方法や改正点、減免制度等についてご案内します。

各保険税(料)の納税(入)通知書の発送日等一覧表

種類	納税(入)通知書		支払方法 ※A・Bのいずれかです。通知書でご確認下さい。	支払月 ※納期限を過ぎると督促状や催告書が発送されます。また、延滞金が生じる場合があります。
	発送日	送付先		
①国民健康保険税	7月3日	世帯主	A 年金天引	4月、6月、8月、10月、12月、2016年2月
			B 納付書または口座振替	7月～2016年2月の各月
②介護保険料	7月1日	本人	A 年金天引	4月、6月、8月、10月、12月、2016年2月
			B 納付書または口座振替(年金天引ができない場合のみ)	7月～2016年2月の各月
③後期高齢者医療保険料	7月13日	本人	A 年金天引	4月、6月、8月、10月、12月、2016年2月
			B 納付書または口座振替	7月～2016年2月の各月

※お住まいの地域により、納税(入)通知書がお手元に届くまでに日数がかかる場合があります。

注意 「還付金がある」「住所や口座番号を教えてください」等、市の職員をかたる不審な電話がありましたら一旦電話を切り、担当部署に電話をかけなおして確認して下さい。

年金天引でない場合は、原則として、口座振替での納付をお願いします

○納税(入)通知書と同封の「口座振替申込書」に記入のうえ、以下のいずれかの方法でお申し込み下さい。
①通帳届出印での申し込み
「通帳届出印」と「納税(入)通知書」「預(貯)金通帳」をお持ちになり、金融機関または市役所担当窓口でお申し込み下さい。
※お申し込みいただいてから口座振替となるまでの期間は、納付書でのお支払いとなります。
※利用できる金融機関は、各担当にお問い合わせ下さい。

○一度手続きをしていただくと、翌年度以降も自動的に振り替えます(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する方は、改めて申し込みが必要です)。
②キャッシュカードでの申し込み
「申込本人名義のキャッシュカード」と「運転免許証など本人確認ができるもの」をお持ちになり、市役所担当窓口でお申し込み下さい。

① 国民健康保険税

2015年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書は、7月3日から順次発送します。
今回発送する納税通知書は、5月末日までに市で把握した前年所得等をもとに作成しています。6月以降の国保への加入や脱退の手続き、6月以降に取得した所得情報は反映されません。それらを反映した納税通知書は8月以降にお送りします。

☎保険年金課保険加入係 ☎724・2124 FAX050・3101・5154

課税限度額と軽減判定基準が改正されました

国保税の算出方法

国保税は④医療分⑤後期高齢者支援金分⑥介護分の3つの合算額となっています。それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計して算出し、年税額は、課税限度額以内となります。
なお、今年度は課税限度額と軽減判定基準が改正されています。

国保税の税額(率)

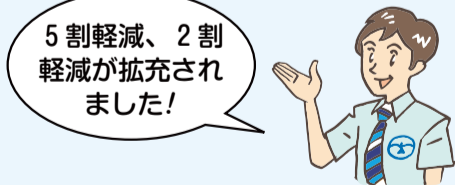
	④医療分	⑤後期高齢者支援金分	⑥介護分	
所得割額	加入者個人ごとに、2014年中の総所得金額などから基礎控除額(33万円)を差し引いた額×右記税率	4.08%	1.38%	1.17%
均等割額	加入者1人について	年19万9700円	年6800円	年8400円
平等割額	1世帯について	年9000円	年3000円	年3000円
課税限度額	2015年度(改正後)	年52万円	年17万円	年16万円
	2014年度(改正前)	年51万円	年16万円	年14万円

④医療分 75歳未満の国保加入者の医療費に充てられます。
⑤後期高齢者支援金分 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への保険料に充てられます。
⑥介護分 40歳以上65歳未満の方の介護保険料となります。

課税限度額が改正されました!

国保税の軽減

賦課期日現在、世帯主と国保加入者の所得の合計額が下記の軽減判定基準以下の場合、均等割額・平等割額が減額されます。ただし、所得の把握ができない場合、減額できないことがあります。



国保税の均等割額、平等割額の軽減判定基準

区分	軽減判定基準	
7割軽減	2015年度	33万円以下(変更ありません)
5割軽減	2015年度(改正後)	33万円+(26万円×国保加入者数) 以下
	2014年度(改正前)	33万円+(24万5000円×国保加入者数) 以下
2割軽減	2015年度(改正後)	33万円+(47万円×国保加入者数) 以下
	2014年度(改正前)	33万円+(45万円×国保加入者数) 以下

② 介護保険料

☎介護保険課保険料係 ☎724・4364 FAX050・3101・6664

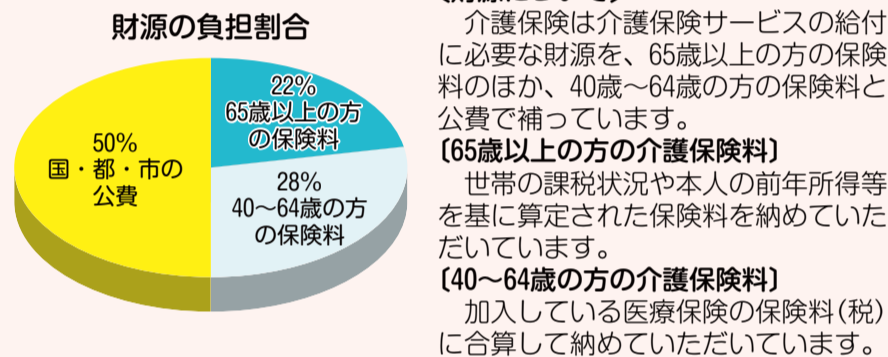
2015年度の納入通知書(決定通知書)は、7月1日から順次発送します。
今回お送りする通知書の介護保険料額は、6月5日時点の所得情報等を基に算定しています。6月6日以降の情報により介護保険料額が変更になる場合は、8月以降に改めて通知します。

第6期介護保険事業計画 2015～2017年度 介護保険料を改定しました

主な改正点について

- ①介護保険料を改定しました(月額基準額4920円から5390円へ)
高齢者人口の増加に伴い介護サービスの利用率が増えていることから、470円上がり5390円(東京都平均538円)となりました(右表参照)。
※上記金額は町田市の介護給付費準備基金(約5億円)を活用し、125円軽減した額となりました。
- ②低所得者の介護保険料の負担軽減
消費税を財源とした公費を投入することで第1段階の方の介護保険料率を0.5から0.45へ軽減しました。
- ③所得段階区分の細分化
負担能力に応じた、より細やかな所得段階とするため、合計所得金額500万円以上を、第6期では第10～12段階に分割しました(第5期では9段階に分かれていた所得段階区分が12段階になりました)。

財源について



介護保険料の減免

災害や倒産による失業等により納付が困難な場合は、減免が受けられる場合があります。お早めに介護保険課保険料係へご相談下さい。

納入通知書は保管を

介護保険料の納入通知書(決定通知書)は、シルバーパスを購入する際の所得確認書類として使用できます。再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

所得段階別保険料(2015～2017年度)

課税状況	世帯 ※1	本人	要件	第6期(2015～2017年度)					
				所得区分	保険料率 年額				
非課税 ※2	非課税	合計所得金額	生活保護受給者	第1段階	0.45	2万9100円			
			老齢福祉年金受給者	80万円以下	第2段階	0.625	4万400円		
				80万円超120万円以下	第3段階	0.75	4万8500円		
				120万円超	第4段階	0.80	5万1700円		
			課税	課税	合計所得金額 ※3	80万円以下	第5段階(基準額)	1.00	6万4600円(月額5390円)
						80万円超	第6段階	1.10	7万1100円
						125万円未満	第7段階	1.25	8万800円
						125万円以上190万円未満	第8段階	1.40	9万500円
						190万円以上300万円未満	第9段階	1.60	10万3400円
			300万円以上500万円未満	第10段階	2.00	12万9300円			
			500万円以上800万円未満	第11段階	2.20	14万2200円			
			800万円以上1200万円未満	第12段階	2.40	15万5200円			
1200万円以上									

例：本人を含め、世帯内に市区町村民税の課税者がいない⇒第1～3段階
世帯内に市区町村民税の課税者がいるが、本人は非課税⇒第4～5段階
本人が市区町村民税の課税者⇒第6～12段階
※1 世帯…住民票上同一世帯内に市区町村民税の課税者がいれば課税世帯となります。
※2 非課税…市区町村民税の所得割額・均等割額ともに課税がない状態をいいます。
※3 合計所得金額…純損失または雑損失等の繰越控除前の総所得金額と土地等の分離譲渡所得金額(特別控除前)及び山林所得等の合計金額です。

③ 後期高齢者医療保険料

☎保険年金課高齢者医療係 ☎724・2144 FAX050・3101・5154

2015年度の後期高齢者医療保険料納入通知書は、7月13日から順次発送します。
今回前年所得等が把握できなかった方については、均等割額のみで通知されます。所得等が把握できた場合には、8月以降に改めて通知します。

後期高齢者医療保険について

対象となる方(被保険者)は、①75歳以上の方②65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)です。
※後期高齢者医療制度に加入後は、国民健康保険・被用者保険の被保険者ではなくなります。
※被保険者証は1人に1枚交付されます。保険料も個人ごとに納めていただきます。

2015年度保険料の算出方法

保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額は57万円です。均等割額は、被保険者1人当たり4万2200円、所得割額は賦課の基となる所得金額×8.98%と定められています。
※前年度から年金天引が続いている方の4・6・8月分は仮徴収となり、2015年2月の納付額と同額です。

図1 年間保険料の算出方法

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ \text{4万2200円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{賦課の基となる} \\ \text{所得金額} \times 8.98\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料} \\ \text{上限額} \\ \text{57万円} \end{matrix}$$

※賦課の基となる所得金額とは、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の軽減

- ①均等割額の軽減
世帯主及び被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます(表1)。
- ②所得割額の軽減
厚生年金の一般的な収入211万円(賦課の基となる所得58万円)以下の所得階層の方は、保険料の所得割額が軽減されます(表2)。
※被扶養者だった方の特例…後期高齢者医療制度の加入直前まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自身の保険料を支払っていない方は、所得割額が無料となり、均等割額は9割軽減された額となります。

表1 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(26万円×被保険者数) 以下	5割
33万円+(47万円×被保険者数) 以下	2割

表2 所得割額の軽減

賦課の基となる所得金額	軽減割合
15万円以下	100%
20万円以下	75%
58万円以下	50%

※65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた金額で判定します。

保険料の減免

災害、失業、世帯主の死亡や長期入院などの理由により保険料を納付することが困難な方は、保険料の徴収を猶予したり減免する制度がありますので、お早めにご相談下さい。